

電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告の徴収  
に対する報告について

平成23年5月16日

東京電力株式会社

## 目 次

1. 平成23年東北地方太平洋沖地震発生以後の福島第一原子力発電所内外の電気設備の被害状況に係る記録
2. 福島第一原子力発電所への送電の状況及び応急措置により外部電源を復旧させた状況に係る記録

### 添付資料

- 別紙1 : 福島第一原子力発電所内外の電気設備の被害状況
- 別紙2 : 新福島変電所の被害状況
- 別紙3 : 新福島変電所の被害写真
- 別紙4 : 夜の森線No.27鉄塔の被害状況及び被害写真
- 別紙5 : 福島第一原子力発電所内の電気設備の被害状況
- 別紙6 : 福島第一原子力発電所所内電源設備の被害状況
- 別紙7 : 福島第一原子力発電所所内電源設備の被害写真
- 別紙8 : 基幹系統給電指令システムにおける遮断器動作記録
- 別紙9 : 福島第一原子力発電所への送電状況
- 別紙10 : 応急措置による外部電源復旧に関する時系列

本書は、平成23年4月25日に受領した「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告の徴収について」（平成23・04・24 原第2号）に基づき、福島第一原子力発電所内外の電気設備の被害状況、当該発電所への送電の状況及び応急措置により外部電源を復旧させた状況に係る記録に関して報告するものです。

## 1. 平成23年東北地方太平洋沖地震発生以後の福島第一原子力発電所内外の電気設備の被害状況に係る記録

平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震及びその後の津波により、新福島変電所・送電設備・福島第一原子力発電所（以下、1F）の電気設備に被害発生（別紙1）。各設備の主な被害は以下のとおり（現時点で確認されている被害を記載）。

### (1) 新福島変電所設備の被害概要（別紙2・3）

新福島変電所構内の変圧器・遮断器・断路器などに被害発生。また、大熊線3Lは架空地線が断線し機器に接触。

### (2) 送電設備の被害概要（別紙4）

新福島変電所から1F受電設備までの送電設備については、夜の森線No.27鉄塔に被害発生。なお、隣接地で発生した大規模な盛土の崩落により倒壊したものと現時点では推定。

### (3) 1F所内電源設備の被害概要（別紙5・6・7）

#### ○ 1号機

地震により大熊線1L受電用遮断器に被害発生。また、高圧配電盤（M/C）及びディーゼル発電機は津波により被水または水没。

#### ○ 2号機

地震により大熊線2L受電用遮断器・断路器に被害発生。また、高圧配電盤（M/C）及びディーゼル発電機は津波により水没。

#### ○ 3号機

大熊線3L受電用遮断器などは工事中。また、高圧配電盤（M/C）及びディーゼル発電機は津波により水没。

#### ○ 4号機

大熊線4L受電用遮断器は外観上損傷はないが、津波による浸水の痕跡。また、高圧配電盤（M/C）及びディーゼル発電機は津波により水没。なお、ディーゼル発電機4A及び当該ディーゼル発電機より供給される高圧配電盤（M/C（C））は点検・工事中。

○ 5号機

高圧配電盤（M/C）及びディーゼル発電機は津波により水没。

○ 6号機

一部の高圧配電盤（M/C）及びディーゼル発電機は津波により被水または水没。

○ 東電原子力線（東北電力）

高圧配電盤（M/C）へ接続するケーブルに不具合確認。

2. 福島第一原子力発電所への送電の状況及び応急措置により外部電源を復旧させた状況に係る記録

(1) 地震直後の1Fへの送電の状況（別紙8）

地震発生後、新福島変電所にて大熊線2・3・4L、夜の森線1・2Lがトリップし、大熊線1Lは1Fにてトリップし送電停止。

(2) 応急措置により送電させた状況

新福島変電所・送電設備及び1F受電設備における被害状況を踏まえ、使用可能な設備を活用して送電（別紙9）。また、応急措置により送電させた状況は別紙10のとおり。

なお、本報告で主たる記録については回収、整理したが、1F所内においては被害状況の現場確認が困難な場所がある。今後、十分な確認を行うことでさらなる事実の解明が進むことにより、本報告で確認されなかった被害状況が判明する可能性があるものとする。そのような場合には、あらためて報告するものとする。

以 上